政　令

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十二号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第二十条第一項並びに第二十一条第四項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条」を「第六十九条」に、「土地・建設産業局（第七十一条―第八十条）」を「不動産・建設経済局（第七十条―第八十一条）」に、「第八十一条」を「第八十二条」に改める。

第二条第一項中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改める。

第四条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十三号中「第三十七条第五号」を「第三十七条第四号」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条中第二十四号を第二十三号とし、第二十五号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十九号中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条中第三十号を第二十九号とし、第三十一号から第四十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第八号中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　土地の使用及び収用に関すること。

第六条中第二十号を第二十一号とし、第四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の施行に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

第七条第一号中「国土政策局及び」の下に「不動産・建設経済局並びに」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十二号中「第八十四条第六号」を「第八十五条第六号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十一号中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改め、同号を同条第二十一号とし、第二十三号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条第二号中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改める。

第十七条第二号ハを削り、同条第三号中「（有効かつ適切な利用が阻害され、又は阻害されるおそれがある土地に係るものに限る。）」を「であって次に掲げる事項に係るもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　土地の有効かつ適切な利用が阻害され、又は阻害されるおそれがある場合における当該土地の利用

ロ　地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報（第七十三条において単に「地理空間情報」という。）の活用の推進

第十九条第一項中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改める。

第二十条の見出し中「建設流通政策審議官」を「土地政策審議官」に改め、同条第一項中「建設流通政策審議官」を「土地政策審議官」に、「二十一人」を「二十二人」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　土地政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する適正かつ合理的な土地の利用及び管理並びに土地の取引の円滑化に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

第二十一条第一項中「十八人」を「十九人」に改める。

第二十二条第一項中「七課」を「六課」に改め、「地方課」を削る。

第二十七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　公共事業の入札及び契約の改善に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条　削除

第三十条第二号中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改める。

第三十七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十七条第二号中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改める。

第五十一条第一号中「第四条第三十九号から第四十三号まで」を「第四条第三十八号から第四十二号まで」に改める。

第六十二条中「六課」を「五課」に改め、「国土情報課」を削る。

第六十三条第二号中「他課及び」を「総合計画課及び広域地方政策課並びに」に改める。

第六十四条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　国土調査に関すること（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）。

第六十六条を削り、第六十七条を第六十六条とし、第六十八条から第七十条までを一条ずつ繰り上げる。

「第四目　土地・建設産業局」を「第四目　不動産・建設経済局」に改める。

第七十一条の見出しを「（不動産・建設経済局に置く課等）」に改め、同条中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に、「八課」を「十課及び参事官一人」に、「企画課」を「国際市場課　情報活用推進課　土地政策課」に改め、第一章第二節第三款第四目中同条を第七十条とする。

第七十四条を削る。

第七十三条（見出しを含む。）中「企画課」を「土地政策課」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「並びに地価調査課及び不動産市場整備課」を「及び他課」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の下に「（平成三十年法律第四十九号）」を加え、同号を同条第三号とし、同条中第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、同号の前に次の五号を加える。

四　公共用地取得制度に関すること。

五　直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。